

かほく市立小中学校における
教職員の多忙化改善実施計画



令和8年3月
かほく市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨	1
2	本市の現状	1
3	目標	4
4	計画の期間	4
5	取組を進めるにあたっての基本方針	5
6	取組を進めるにあたっての留意点	5
7	具体の取組内容	
	(1) 業務に関する取組	6
	① 市全体で行う統一的取組	
	② かほく市教育委員会の取組	
	③ 各学校の取組	
	(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	9
8	今後のフォローアップについて	10

1. 計画の趣旨

教職員の多忙化改善については、平成29年8月に、県教育委員会は、県教育委員会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体の代表者からなる教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、学校現場等の意見も聴取しながら協議を重ね、平成30年3月、取組方針を策定した。その方針を受けて、本市においても取組方針を策定し、同年4月より多忙化改善に向けた取組を進めてきた。

本市の教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、県全体の結果と同様、小学校、中学校において、時間外在校等時間^{*}の月平均及び月80時間を超える教職員の割合が、取組前の平成29年度と比較して減少しており、また、教職員の働き方についての意識が変化するなど、取組の成果は確実に現れていると考えている。

しかしながら、これまで幾度となく多忙化改善方針及び多忙化改善に向けた取組の継続を示してきたが、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員ゼロの目標は達成できておらず、教職員意識調査からは、業務量の削減、校務のICT化など、多忙化改善を進める余地があるとの意見が多いことから、国による定数改善を引き続き求めていくとともに、多忙化改善を不断の取組として、さらに深掘りした取組を進めていく必要があると考えている。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、その第8条において、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が令和8年4月から義務付けされたことから、これまでの取組方針を基にして本計画を策定するものである。

^{*}時間外在校等時間=在校等時間から、条例等で定められた正規の勤務時間（7時間45分）を引いた時間

2. 本市の現状

○本市の多忙化改善に向けたこれまでの取組状況

年度	取組
H29	勤務時間調査開始 【通知】教職員の多忙化改善に向けた取組方針 策定 (H30.3)
H30	保護者や地域への理解と協力を求めるためのリーフレットの配布（～R3） 各学校の取組の報告（～R3）
R1	【通知】教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定 (R2.3)
R3	【通知】教職員の多忙化改善に向けた取組方針 改定 (R4.3)
R4	かほく市学校管理規則の一部を改正 施行 (R4.4.1) (第27条の2 職員の業務量の適正な管理等) 【通知】教職員の多忙化改善に向けた取組の継続について (R4.11)
R5	【通知】教職員の多忙化改善に向けた取組の継続について (R5.11)
R6	【通知】教職員の多忙化改善に向けた取組の継続について (R6.12)
R7	【通知】教職員の多忙化改善に向けた取組の継続について (R7.12)

○本市の多忙化改善に向けた市会計年度任用職員の配置状況の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
学校コーディネーター	各校に1名配置 (H28～) →		勤務時間の2時間延長 → (教員支援業務を兼ねる)						
学校司書	9校に5名配置 (H18～) (一部の学校は兼務)		各校に1名配置 →						
教員業務支援員	2校に各1名配置 →		4校に各1名配置 →			7校に各1名配置 →			
部活動指導員	3中学校に各1名配置 →		6名配置 →			9名	10名 →		9名
教育相談員			3中学校に各1名配置 →						
ICT支援員					各校に1名配置 →				

- 平成28年度からコミュニティスクールの充実のための学校コーディネーターをはじめ、これまで数々の職員が各学校に配置された。教員の様々な業務軽減に役立っている現状が見られる。

○ストレスチェックから見られる本市の教員の状況

「働きがいがある仕事だ」と回答した平均 (ちがう1点、ややちがう2点、まあそうだ3点、そうだ4点)

年度	H30		R1		R2		R3	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
市	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.2
国	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3

年度	R4		R5		R6		R7	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
市	3.3	3.2	3.2	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3
国	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

- 「働きがいがある仕事」だと回答した平均は、国平均と同程度である状況が見受けられる。また、高ストレスと判定された教員の割合は10%前後である。

○本市の部活動における地域展開の状況 (令和8年度予定)

種目	学校名	部活動・地域クラブ状況	
1 バスケットボール	河北台中	平日・休日地域展開	
	宇ノ氣中		
2 軟式野球	高松中	平日・休日地域展開	
	河北台中		
	宇ノ氣中		
3 バドミントン	高松中	平日・休日地域展開 + 部活動の継続	
	河北台中		
	宇ノ氣中		
4 ソフトテニス	高松中	平日・休日地域展開	
	河北台中		
5 卓球	高松中	休日地域展開 (学校単位で練習)	
	河北台中		
6 ソフトボール	高松中	廃部	
7 バレーボール男子	河北台中	部活動の継続	平日・休日地域展開 (新チームより)
	宇ノ氣中	休日地域展開	

種目	学校名	部活動・地域クラブ状況
8 バレーボール女子	河北台中	平日・休日地域展開
	宇ノ氣中	休日地域展開 (新1年生は地域クラブへ)
9 柔道	河北台中	平日・休日地域展開
10 剣道	高松中	休日地域展開 (道場単位で練習)
	宇ノ氣中	
11 陸上競技	高松中	休日地域展開
	河北台中	休日地域展開
	宇ノ氣中	休日地域展開
12 吹奏楽	高松中	休日地域展開
	河北台中	休日地域展開
	宇ノ氣中	休日地域展開
13 創作・美術	高松中	部活動の継続 (平日のみ活動)
	河北台中	部活動の継続 (平日のみ活動)
	宇ノ氣中	部活動の継続 (平日のみ活動)
14 家庭	河北台中	部活動の継続 (平日のみ活動)

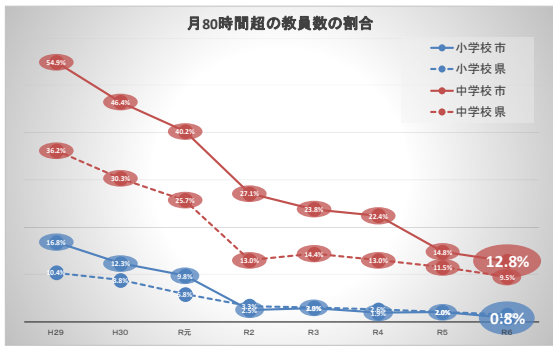
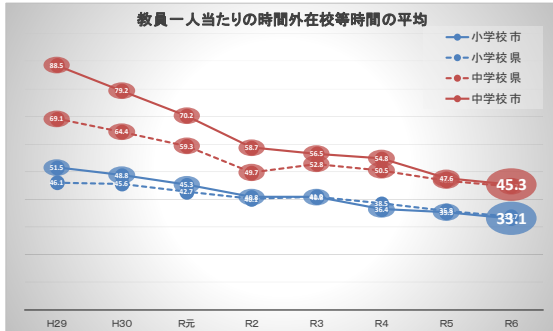
- 上表のとおり、令和8年度より、完全に地域展開する競技が6競技8クラブ (バスケットボール、軟式野球、バドミントン、ソフトテニス、バレーボール、柔道) あり、その他の競技においても順次、地域展開されてきている。

○かほく市立小中学校におけるこれまでの時間外在校等時間の状況

H29～R6 かほく市教職員の時間外在校等時間の状況について

		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	市	61.6	48.8	45.3	40.8	40.8	36.4	35.3	33.1
	県	46.1	45.8	42.7	40.1	41.0	38.5	35.8	33.7
中学校	市	88.6	79.2	70.2	58.7	56.5	54.8	47.8	45.3
	県	69.1	64.4	59.3	49.7	52.8	50.5	46.8	44.7

※ R2: 3～5月については、新型コロナウイルス感染症の影響により学校臨時休業、R2: 8月については授業の実施あり



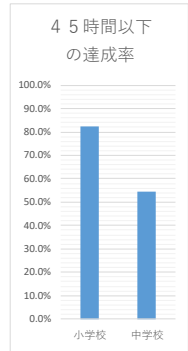
※R元年度の3月、R2年度の4月と5月は、コロナ禍のため休校となる
 ※R2年度の8月は、コロナ禍のため8月8～18日の期間のみ夏休みとなる
 ※R3年度の04～05月は、コロナ禍のため期活動時間が短縮となる
 ※R3年度の2月は、コロナ禍のため活動禁止期間が長く行われる

令和6年度 時間外在校等時間における上限の達成状況

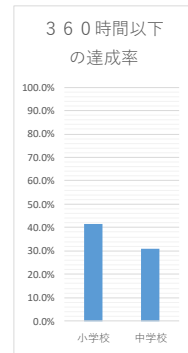
対象者：校長・教員（但し、1年間休職等の者は除く）

令和7年3月末現在

	月当たり	小学校	中学校
全職員	45時間以下	103人	37人
	全データ数	125人	68人
	達成率	82.4%	54.4%
校長	45時間以下	4人	3人
	全データ数	6人	3人
	達成率	66.7%	100.0%
教頭	45時間以下	1人	1人
	全データ数	6人	3人
	達成率	16.7%	33.3%
教諭等	45時間以下	91人	30人
	全データ数	106人	59人
	達成率	85.8%	50.8%
養護教諭	45時間以下	7人	3人
	全データ数	7人	3人
	達成率	100.0%	100.0%



	年間	小学校	中学校
全職員	360時間以下	52人	21人
	全データ数	125人	68人
	達成率	41.6%	30.9%
校長	360時間以下	1人	1人
	全データ数	6人	3人
	達成率	16.7%	33.3%
教頭	360時間以下	0人	0人
	全データ数	6人	3人
	達成率	0.0%	0.0%
教諭等	360時間以下	44人	17人
	全データ数	106人	59人
	達成率	41.5%	28.8%
養護教諭	360時間以下	7人	3人
	全データ数	7人	3人
	達成率	100.0%	100.0%



- 教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、小中学校とも、時間外在校等時間の平均、月80時間超の人数の割合が、取組当初と比較すると、いずれも大きく減少している。教職員の働き方についての意識が変化するなど、取組の成果が確実に現れている。
- しかし、時間外在校等時間の月平均の減少幅が小さくなっていること、月80時間を超える教職員がゼロとなっていない状況がある。また、時間外在校等時間の月平均が45時間以下の割合もまだまだ十分とはいえない状況である。

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 時間外在校等時間が月平均30時間以内を目指す。
- 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする。

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- 今の仕事に働きがいを感じていると回答している平均 3.0以上の維持
- ストレスチェックにおける高ストレスの割合 10%以下

<参考 かほく市立学校管理規則>

第27条の2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を[次の各号](#)に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、[前項](#)の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を[次の各号](#)に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について6箇月
- (4) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

3 [前2項](#)に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

4. 計画の期間

令和8年4月から令和12年3月まで

5. 取組を進めるにあたっての基本方針

- 長時間勤務がやむを得ないとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間を十分に確保するという観点に立ち、取組を進める。
- 多忙化の抜本的な解消には、国による教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して中長期的な定数改善計画の策定を強く求めていく。
- 国による教職員定数の抜本的な改善がない中で、教育の質を落とさず教職員の時間外在校等時間を縮減することは大変難しい課題であるが、国の対応を待つだけではなく、県教育委員会、市教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有し、足並みを揃えて、出来ることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく。

6. 取組を進めるにあたっての留意点

- 実施計画を全教職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解や協力も得ながら取組を進める。
- 部活動指導については、教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえて取組を進める。
- 文部科学大臣が定める指針で示された「学校と教師の業務の3分類^{*}」や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」など、国から出されている方針等を踏まえて取組を進める。
- 教職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実情を十分に踏まえつつ、効果や課題を丁寧に検証しながら具体の取組を進め、必要に応じて計画や取組の見直し充実を図る。
- 時間外在校等時間の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、時間外在校等時間に行っていた業務を自宅に持ち帰ることのないよう、十分留意して取組を進める。

※学校と教師の業務の3分類（別表1）

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	6. 調査・統計等への回答	14. 給食の時間における対応
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	15. 授業準備
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	16. 学習評価や成績処理
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	17. 学校行事の準備・運営
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	10. 校舎の開錠・施錠	18. 進路指導の準備
	11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮	19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	12. 校内清掃	
	13. 部活動	

7. 具体の取組内容

(1) 業務に関する取組

① 市全体で行う統一的取組

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(別表 1-1)
 - ・原則として教職員は行わない。ただし、交通安全週間等の期間を除く。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(別表 1-2)
 - ・原則として教職員は行わない。ただし、緊急の措置が必要な場合は除く。
- 学校徴収金の徴収・管理(別表 1-3)
 - ・各学校の事務職員及び教員業務支援員が、この業務を担う体制を構築する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(別表 1-4)
 - ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会)や地域学校協働活動を進めるにあたっては、市教育委員会が配置したコーディネーターを中心に行う。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(別表 1-5)
 - ・市教育委員会を相談窓口とする。
- 調査・統計等への回答(別表 1-6)
 - ・内容に応じて教員業務支援員を活用する。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(別表 1-7)
 - ・内容に応じて教員業務支援員やICT支援員を活用する。
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(別表 1-8)
 - ・教員業務支援員やICT支援員を活用する。
- 校舎の開錠・施錠(別表 1-10)
 - ・教頭に固定することなく、役割分担をする。
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮(別表 1-11)
 - ・特別支援教育支援員等を活用する。
- 校内清掃(別表 1-12)
 - ・清掃指導においては、学務員や教員業務支援員等を活用する。
- 部活動(別表 1-13)
 - ・「かほく市部活動ガイドライン及び地域クラブ活動ガイドライン(令和7年2月)」に基づいて活動する。
 - ・部活動指導員が指導を行う場合、原則として単独で指導を行う。

- 保護者等との対応時間
 - ・保護者等の来校や電話による対応については、原則として勤務時間内とする。ただし、各学校の事情により延長することができる。
 - ・授業日、部活動実施日以外の日は、原則として来校や電話による対応をしない。
 - ・保護者等からの緊急連絡については、市教育委員会へ連絡する旨、保護者への事前周知を徹底する。必要に応じて市教育委員会から管理職へ連絡する。
- カスタマーハラスメント対策への対応
 - ・全小中学校の電話器に、通話を録音する旨の事前通告のアナウンス機能と録音機能を追加する。

② かほく市教育委員会の取組

- 教育センターの研修体制及び内容の見直し
 - ・主催する会議の整理・統合・縮減を図るとともに、オンライン開催等の工夫をする。
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(別表 1-9)
 - ・学校が日常の点検等を行う以外は、市教育委員会が保守・管理する。
- 教育委員会が主催する応募作品や会議等への依頼
 - ・各部局からの各学校長や教職員等への出席依頼を精選する。
 - ・応募作品等については、依頼内容の精選を各部局に要請する。
- 市教育委員による学校訪問
 - ・教育事務所学校訪問がない学期に行うこととし、必要最小限に留める。
- 業務の効率化のための I C T 整備
 - ・校務 D X を加速化させ、各学校において、国の G I G A スクール構想に基づきタブレット端末等の I C T 環境整備を推進するとともに、校務支援システム(C 4 t h)、O A 機器の導入・更新を計画的に進め、採点業務省力化ソフトの活用など、授業準備や事務処理等の効率化を図る。
 - ・授業における多様で効果的な教材、教具等を共有サーバー等で提供する。
 - ・出勤登録、出張伺・復命書等の庶務関係書類の電子化・簡素化を推進する。
- 研究指定の充実
 - ・今日的テーマに取り組む研究推進校を指定し、実践的な研究の推進を図り、その効果を市内の小中学校へ普及・啓発する。
 - ・成果発表においては、授業公開、実践報告会など方法を絞って焦点化を図る。
- 部活動(別表 1-13)

「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」、「石川県における文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しを進める。

 - ・令和 7 年 2 月に策定した「かほく市部活動ガイドライン及び地域クラブ活動ガイドライン」に基づき、体制を構築する。

③ 各学校の取組

各学校における時間外在校等時間の実態等を踏まえ、以下に示す取組例や県や国の業務改善取組事例集などを参考に、各学校においてその実情に応じて具体的な取組を積極的に進める。また、教員業務支援員など、市会計年度任用職員の効果的活用に努める。

- 意識改革に関すること
 - ・各教員の面談シートに、多忙化改善のための目標と具体的な取組を記すなど、意識を高める取組を行う。
 - ・ワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントについての意識が高まるよう工夫する。
- 会議・校内研修に関すること
 - ・各種会議の実施方法等を工夫する。(開催回数や会議時間の設定、資料の事前配付、参加者の厳選、会議資料等の簡易化、タブレット端末を活用したペーパーレスなど)
 - ・類似内容を扱う校内委員会等の合同設置や構成員の統一を図る。
 - ・校内研究や教科教育研究会に係る研究発表会や報告書作成等の簡略化・簡素化を図る。
 - ・校内の起案文書や報告書等については、過度に詳細なものとならないよう工夫する。
- 学校が行う調査や連絡に関すること
 - ・各種調査について、ICT活用などにより効率化を図る。
 - ・学校便りや学級便り、PTA便り等を整理統合する。
- 校務分掌・学校行事・日課に関すること
 - ・教職員の勤務時間を踏まえ、児童生徒の登下校時間を適切に設定する。(朝学習等の開始時間、生徒会・委員会活動や部活動等の終了時間の工夫等)
 - ・学校行事の統合・削減や事前準備の簡略化・簡素化を進める。
 - ・校内の各種運営計画(学年計画、学級経営計画など)の重複をなくし、簡略化・簡素化する。
 - ・教師用タブレット端末や校内WEB掲示板、予定黒板等を活用し、職員朝礼の回数や時間を縮減する。
 - ・定期試験日前後に時間割を工夫し、試験問題の作成・採点の時間を確保する。
 - ・授業準備の時間や休憩時間を確保するための工夫を行う。
 - ・夏季休業期間のサマースクールや補習は、原則として行わない。
 - ・PTA活動については、学校主導ではなく、事務手続き等も含めてPTAの自主的な活動となるよう進める。
- 環境整備・ICT化に関すること
 - ・職員室のレイアウトについて、業務を効率化できるよう見直す。(事務机やプリンター等の配置、資料収納スペースの整理等)
 - ・机上の整理・整頓を定期的に行うなど、業務の効率化を図る。
 - ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有する。
 - ・校内で作成する保護者向け通知文や研修報告書などの作成文書について、様式の電子化・共通化を図る。

- 業務の平準化
 - ・長時間勤務が常態化している職員の業務を他の職員に割り振る、繁忙な時期の業務の実施時期を変更するなど、業務の平準化をさらに推進する。
 - ・教頭や主任等の業務のうち、他の職員でもできることを割り振る。
 - ・校務分掌を細分化し、一人が担う業務を明確にすることで、特定の者がまとめて行っていた業務を分散させる。
 - ・年度当初の業務や学校行事の提案等、その他の定例業務を前年度末までに処理するなど、繁忙期の負担軽減を図る。
- 関係機関との連携
 - ・教職員の多忙化改善については、国や県の動向に合わせて見直しを図るとともに、市の社会教育関係機関とも連携しながら取り組む。
 - ・PTAや地域団体が主催する行事や会合等への教師や生徒の参加について、関係者に理解と協力を求め、機会を精選する。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 定時退校日の設定
 - ・原則水曜日を定時退校日とし、行事予定等にも掲載して保護者への周知を図る。
 - ・教職員は、放課後を会議等の時間に活用することで、定時に退校できるよう努める。
- 夏季休業期間における「リフレッシュウィーク」の設定
 - ・8月15日前後に一定期間の閉庁日を設定する。(期間は年度毎に市教育委員会から指示)
 - ・この期間は、管理職も含め職員は勤務しない。保護者等からの緊急連絡については市教育委員会へ連絡する旨、保護者への事前周知を徹底する。
- 打刻の徹底
 - ・校務支援システム(C4t h)における出勤及び退勤時刻の打刻の徹底を促す。
 - ・全職員の打刻が完了したことを、毎月市教育委員会に報告する。
- 面接指導
 - ・時間外在校等時間が3か月平均で80時間を超える教職員については、管理職が面接指導を実施する。
 - ・全ての小中学校で、ストレスチェックを実施し、分析結果に基づいた職場改善を推進する。
 - ・高ストレス者においては、医師による面接指導を受けるように勧める。

8. 今後のフォローアップについて

- 本実施計画に示された取組の着実な実行を図るため、その達成状況についての把握を行い、毎年度市教育委員会のHPで公表すると共に、教育委員会会議や総合教育会議において報告する。
- 全ての小中学校は、重点目標や経営方針に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設け、学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行う。
- 人事評価の項目に教職員の働き方や業務改善の意識に関する視点が含まれていることを踏まえ、管理職研修や初任者研修等の基本研修において、働き方改革に関する内容の充実を図り、教職員の意識改革をさらに進める。
- 働き方改革に関する研修の実施や、ワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントについて、指導・助言する機会を設ける。また、好事例等の情報共有に努める。
- 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求める。